第五十三条の二中「第五十二条第三項」を「第五十二条第四項」に改める。

様式第四十三中「第52条第２項」の下に「又は第３項」を加える。

様式第四十四中「第53条関係」を「第53条の２関係」に、「第52条第３項」を「第52条第４項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十五号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第三号）の施行に伴い、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令（平成二十五年経済産業省令第十三号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令（平成二十五年経済産業省令第十四号）の一部を改正する省令を次のように制定する。

平成二十八年三月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令の一部を改正する省令

第一条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令（平成二十五年経済産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令」に改める。

第二条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令（平成二十五年経済産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令」に改める。

附　則

この省令は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項の規定に基づき、核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部を改正する省令

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和五十三年運輸省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二項中「のうち男子」を「（女子にあつては」に、「診断された女子」を「診断された者」に、「若しくは原子力事業者等から運搬の委託を受けた者に書面で申し出た女子」を「（原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。）に書面で申し出た者に限る。）であつて、同規則第二十六条第三項各号のいずれにも該当する者」に、「同令第二十六条第二項」を「同条第二項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。